

事 務 連 絡  
平成 23 年 4 月 1 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）御中  
（岩手県、宮城県、福島県を除く）

厚生労働省老健局高齢者支援課  
振 興 課  
老人保健課

被災地から避難した要介護高齢者等への必要な処遇の確保について  
（依頼）

東北地方太平洋沖地震については、要介護高齢者等の施設への受け入れ等の支援について最大限のご尽力をいただき、感謝申し上げます。

被災された要介護高齢者等の受け入れが多くに上ることから、要介護高齢者等の処遇の確保について、関係団体の協力を得つつ、以下の点についてご留意願います。

- ① 受け入れ施設等において介護職員の不足が確認された際には、協力可能な介護施設・事業所から派遣するなど、要介護高齢者等の処遇に支障が生じることのないよう、積極的なご配慮を願います。
- ② 上記に加え、必要な場合には、受け入れ先の高齢者を都道府県内の他施設等の協力を得て受け入れていただくことにより、要介護高齢者等の処遇の改善を図ることについてもご配慮いただけますようお願いいたします。

※ なお、避難所等における高齢者の養護者及び養介護施設従事者等による虐待の防止については、3月29日付事務連絡「高齢者の避難所等における虐待の防止について」によりご連絡差し上げておりますので、この点についてもご留意願います。